

Z—76—J

事業税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和8年4月3日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「J 1～J 8」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 ― 50 点―

問 1 (25 点)

次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。

- (1) 法人の事業税の延滞金が発生する場合について、適用される延滞金の割合(※)及び延滞金が控除される期間を踏まえて説明しなさい。

なお、道府県の徴税吏員が延滞金を徴収することとなる場合には、適用される延滞金の割合及び延滞金が控除される期間についての説明は要しない。

※ 租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合は 0.8%とする。

- (2) 清算中の法人(※)が行う各事業年度の事業税の申告納付について、事業を行う法人(清算中の法人を除く。)が行う申告納付との違いを踏まえて説明しなさい。

なお、事業税の各区分における課税標準の算定方法、申告納付を行うに当たって記載する事項及び添付する書類についての説明は要しない。

※ 当該法人は令和 8 年 4 月 3 日以後に解散した法人とする。

問2 (25 点)

甲株式会社(以下「甲社」という。)の第6期事業年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの事業年度)における事業税付加価値割の算出の基礎となる課税標準の算定方法を次の【資料】に留意しながら説明しなさい。

【資料】

- 1 甲社は令和3年4月1日に設立され、L県に本店(設立当初より設置)を、M県に支店(設立当初より設置)及び工場(設立当初より設置)を、N県に支店(令和8年11月1日より設置)を設置し、家具の製造業を行っている。
- 2 甲社は令和6年4月1日からO国においても支店(恒久的施設に相当するもの)を設置し、家具の製造業を行っている。
- 3 甲社の第5期事業年度終了時点の資本金の額は120,000,000円、資本準備金は920,000,000円である。
- 4 甲社は令和8年5月30日に行われた株主総会において、会社法第447条第1項の規定により資本金の額を40,000,000円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替える旨決議を受けた。なお、当該事項に係る効力発生日は令和8年8月31日である。
- 5 M県支店の従業者数は、第6期事業年度開始の月の月末時点では20名であったが、繁忙に合わせて毎月増員し、第6期事業年度終了日時点では45名となった。
- 6 甲社は、O国支店の設置に当たり、本店からO国支店へ貸し付けを行っており、各事業年度末に貸付金に係る利子の支払を受けている。
- 7 M県工場では、機材を一時的に保管するために令和8年6月1日から令和8年6月28日までの間、県内の倉庫を賃借していた。
- 8 M県支店においては、乙株式会社から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第66条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき労働者派遣を受けている。
- 9 L県本店における給与・賞与等については、法人税の課税標準である所得の計算において、一部の役員給与が損金不算入とされている。
- 10 O国支店で従事する従業者へ支払われる毎月の給与等には、O国で従事するための在勤手当が含まれている。この在勤手当は、O国における物価、生活水準、為替市場等の状況を踏まえ、必要な範囲で給与に加算されているものである。
- 11 甲社は、O国において事業を行うことにより、国内及びO国内のそれぞれの事業に帰属する所得についてO国の法令に基づき法人税に相当する額を課税されており、法人税の課税標準である所得の計算において、全額を損金の額に算入している。
- 12 甲社の第6期事業年度における法人税の課税標準である所得の計算において、支払を受けた利子について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額の全額を損金の額に算入して

いる。

13 甲社の第6期事業年度における、法人税の課税標準である所得の計算において、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(所得税法第28条第1項に定める額)の総額は516,600,000円(前期504,000,000円)であった。

14 上記1～13を踏まえ、地方税法施行規則第六号様式別表五の二に記載された額の一部は次のとおりとなる。

・報酬給与額……………600,000,000円

・純支払利子……………144,000,000円

・純支払賃借料……………96,000,000円

15 甲社は国内外における事業に係る経理を明確に区分していない。

16 甲社は租税特別措置法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等に該当する。

17 上記1～16以外に考慮すべき項目はない。

〔第二問〕 — 50 点 —

問 1 (25 点)

次の【資料】に基づき、S 株式会社(以下「S 社」という。)の第 1 期事業年度の確定申告及び第 2 期事業年度の間申申告について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして算定しなさい。

なお、第 2 期事業年度の間申申告については、前事業年度の事業税額に基づく方法ではなく、中間期間における各県の事務所の異動等の状況を踏まえ、前事業年度の課税標準額を基礎として申告納付すべき税額を算定するものとする。

【資料】

- 1 S 社は令和 8 年 1 月 1 日に設立した法人であり、第 1 期事業年度は令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、第 2 期事業年度は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までである。
- 2 S 社は A 県に本社を置き、B 県及び C 県に事務所を設けて物品販売業を行っている。
- 3 S 社の令和 8 年 3 月 31 日及び令和 8 年 9 月 30 日現在において、資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額(法人税法第 2 条第 16 号に規定する金額)は、次のとおりである。

資本金の額	8,000,000 円
資本準備金の額	8,000,000 円
資本金等の額	16,000,000 円
- 4 S 社の第 1 期事業年度における法人税の課税標準である所得金額(法人税法施行規則別表四の合計欄(34)の額)は、3,400,000 円である。
- 5 S 社の第 1 期事業年度の法人税の課税標準である所得の計算において、支払を受けた利子について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額 50,000 円について、全額を損金の額に算入している。
- 6 令和 8 年中における S 社の従業員の所在状況は、次のとおりである。

(単位：人)

所在地	事務所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
A 県	本社	2	2	2	3	3	3	4	5	5
	a 営業所	3	4	7	7	7	7	8	8	9
B 県	b 営業所	3	(2)	—	—	—	—	—	—	—
C 県	c 1 営業所	—	2	3	3	4	4	6	6	6
	c 2 営業所	—	—	—	—	—	3	3	3	3

(注1) 上記の従業者数は各月の末日現在における従業者数である。なお、()内の数値はB 県の b 営業所の廃止日現在の従業者数である。

(注2) A 県の a 営業所は令和 8 年 1 月 1 日に新設した。

(注3) B 県の b 営業所は令和 8 年 1 月 1 日に新設し、令和 8 年 2 月 15 日に廃止した。

(注4) C 県の c 1 営業所は令和 8 年 2 月 20 日、c 2 営業所は令和 8 年 6 月 15 日に新設した。

7 事業税の税率は、A 県は地方税法に定める標準税率の 1.1 倍の率、B 県は標準税率、C 県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

8 第 2 期事業年度については法人税の中間申告書の提出を要し、中間期間の仮決算に基づく所得金額を課税標準として算定した場合の事業税額は、A 県が 274,000 円、C 県が 200,000 円となる。

9 上記以外に考慮すべき項目はない。

問2 (25 点)

乙野一郎氏は、A 県及び B 県にそれぞれ事務所を設けて個人として事業を行う者である。次の【資料】に基づき、令和 8 年度において乙野一郎氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- 1 令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの乙野一郎氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。なお、必要経費には青色事業専従者に対する給与の金額、その他所得控除の金額を含まない。

事業内容	収入金額	必要経費
水産業	20,188,200 円	10,894,100 円
飲食店業	12,062,900 円	9,737,600 円
不動産貸付業	15,507,400 円	11,643,300 円
合計	47,758,500 円	32,275,000 円

(注 1) 水産業は、総トン数 10 トン以上の動力漁船を用いて魚介類の捕獲採取を行っている。

(注 2) 飲食店業は、和食レストランの経営を行っている。

(注 3) 不動産貸付業に係るアパートの室数は 4 室、住宅用土地の貸付契約件数は 4 件、貸付総面積は 2,000 平方メートルである。

- 2 令和 7 年中における事務所の所在地及び従業者数は次のとおりである。なお、従業者には、乙野一郎氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

(単位：人)

事業内容	所在地	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
水産業	A 県	16	16	16	7	7	11	11	11	7	7	7	11
飲食店業	A 県	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
不動産貸付業	B 県	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	2	2
飲食店業	B 県	3	3	3	3	3	3	2	(2)	—	—	—	—

(注 1) 上記の従業者数は各月の末日現在における従業者数である。なお、() 内の数値は B 県の飲食店業の廃止日現在の従業者数である。

(注 2) B 県の不動産貸付業は、令和 7 年 6 月 11 日に事業を開始した。

(注 3) B 県の飲食店業は、令和 7 年 8 月 28 日に事業を廃止した。

3 乙野一郎氏と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。

- (1) 乙野春子(妻)氏は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間、乙野一郎氏の行う飲食店業のみに従事し、その間に1,967,000円の給与の支払を受けた。
- (2) 乙野夏希(長女)氏は、令和7年8月28日にE株式会社を退職し、令和7年11月22日から令和7年12月31日までの間、乙野一郎氏の行う飲食店業のみに従事し、その間に168,100円の給与の支払を受けた。
- (3) 乙野秋人(長男)氏は、令和7年1月1日から令和7年7月4日までの間、乙野一郎氏の行う水産業のみに従事し、その間に1,250,300円の給与の支払を受けた。なお、令和7年10月1日以降は、C市漁業協同組合の業務に従事している。
- (4) 乙野冬馬(次男)氏は、令和7年中を通してD大学の学生であったが、令和7年7月26日から令和7年8月31日までの間、及び令和7年11月5日から令和7年12月23日までの間、乙野一郎氏の行う水産業のみに従事し、その間に合わせて285,500円の給与の支払を受けた。

(注1) いずれも令和7年12月31日時点で年齢が15歳以上である。

(注2) 青色事業専従者の要件に適合する親族について、乙野一郎氏は、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出し、当該書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において労務の対価として相当な給与の支払を行っているものとする。

4 乙野一郎氏は、所得税の申告に当たり事業所得又は不動産所得に係る取引を正規の簿記の原則により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付して、確定申告書の提出期限(確定申告期限)までにe-Taxを使用して提出しており、650,000円の青色申告特別控除の適用を受けている。

5 乙野一郎氏は、令和6年6月28日まで水産業の用に供していた船舶を令和7年9月22日に譲渡し、その譲渡により716,700円の損失額が生じた。

6 令和5年中の事業の所得の計算上算定された損失の金額は4,997,300円(うち令和5年9月10日に発生した風水害による水産業に係る被災事業用資産の損失の金額は3,173,800円)であり、令和5年中の事業の所得に基づく事業税の納税額はなく、純損失の金額の繰戻しにより、所得税では1,191,500円の還付を受けた。また、令和6年中の事業の所得の計算上、令和5年中に生じた損失のうち2,845,200円が適正に控除されている。

なお、令和5年より前の事業の所得の計算上算定された損失の金額はない。

7 乙野一郎氏は事業の開始以来、青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受

けるとともに、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。

8 事業税の税率は、A県は地方税法に定めるいわゆる制限税率、B県は同法に定める標準税率と同一の率である。

9 上記以外に考慮すべき項目はない。

